

乗り入れ施設設置基準

1. 目的

この基準は、大和郡山市が管理する道路における歩道等の乗り入れ施設の設置について、歩行者等の安全な通行の確保と、道路構造の保全のため、必要な事項を定めるものとする。

2. 許可基準

(1) 原則として乗り入れ口の設置を禁止する箇所

- ①横断歩道及び前後5m以内の部分。ただし所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通安全上特に支障がないと判断される場合を除く。
- ②トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分
- ③バス停留所内、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
- ④地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
- ⑤交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分(T字型交差点のつきあたりの部分を除く。)。ただし、所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通安全上特に支障がないと判断される場合を除く。
- ⑥バス停車帯の部分
- ⑦橋の部分
- ⑧防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。
- ⑨交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

(2) 設置箇所数

乗り入れ箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とする。

出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合、その他やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(3) 乗り入れ幅

乗り入れる自動車の種類により、表-1を標準とする。

自動車の構造、現地の地形・交通の状況等から、表-1により難しい場合は、自動車の回転軌跡図を考慮して、別途乗り入れ幅を定めることができる。

※乗り入れ口の幅・数は安全に通行できる必要最小限となるよう計画すること。

※乗り入れ口は、車道中心線に対し、原則、直角に設置すること。

表-1 乗り入れ幅

(単位:m)

自動車の種類		幅員 W 乗入幅	R1	R2
I 種	乗用車・小型貨物自動車	4.0	1.0	1.0
II 種	普通貨物自動車用 6.5t積 以下	8.0	1.0	1.0
III 種	大型・中型貨物自動車用 6.5t積を超えるもの	12.0	1.0	1.0

(4)その他

- ① 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- ② 官民境界沿いに側溝がある等、側溝がある場所を出入口として使用する場合には、道路管理者の指定する蓋を設置すること。
- ③ 乗り入れ口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置を講じること。
- ④ 承認にあたって必要がある場合は、水利関係者等の承諾書、同意書を添付すること。
- ⑤ 緊急自動車等(道路交通法第39条)の出入口については、この基準によらないことができる。

3. 歩道舗装構成

※路線によっては、ここに示すものによらない事もあるため、舗装構成については窓口で確認してください。

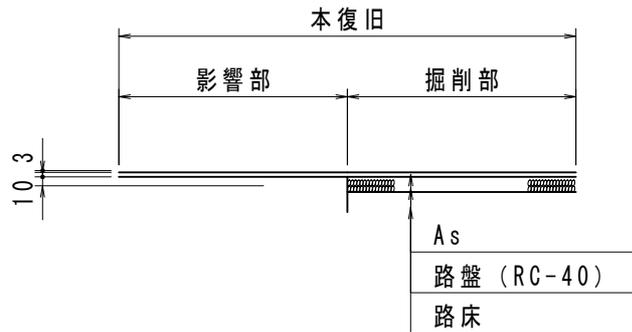
(注)・単位: cm

3-1 一般部

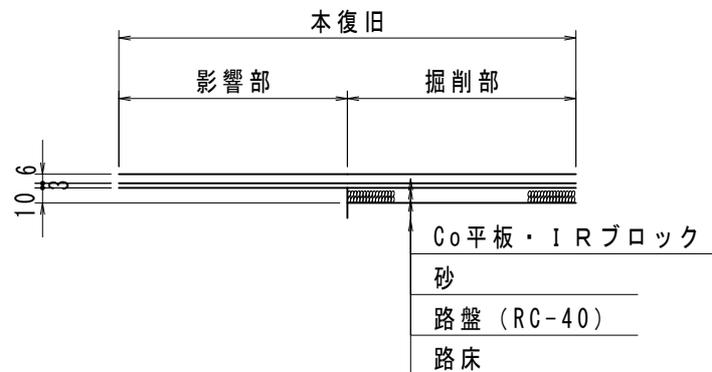
・プライムコート、タックコートの表記を省略。

・路床および路盤について、十分に転圧すること。

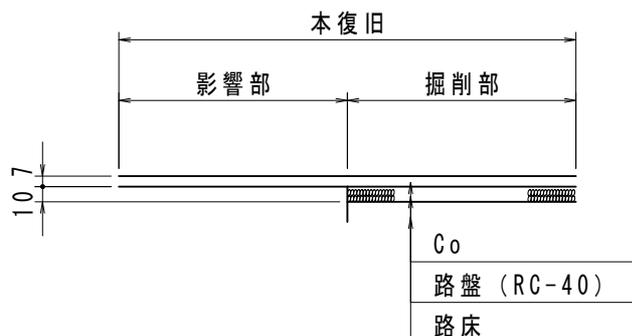
○アスファルト（通常舗装）



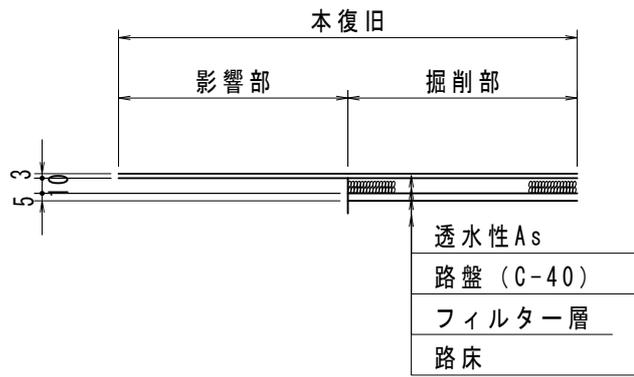
○歩版材舗装（コンクリート平板・インターロッキング等）



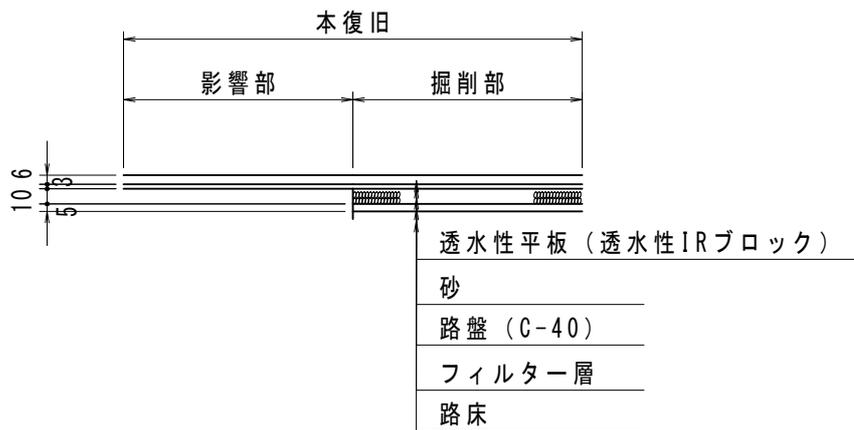
○コンクリート



○透水性舗装（アスファルト）



○透水性舗装（歩版材舗装）



3-2 乗入部

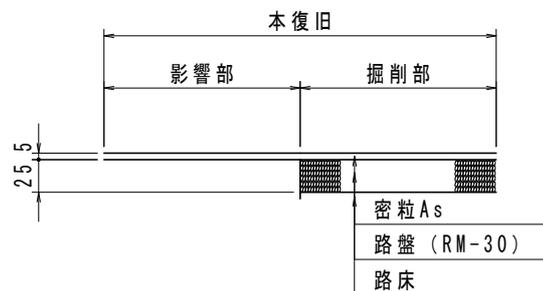
○アスファルト舗装

(単位:cm)

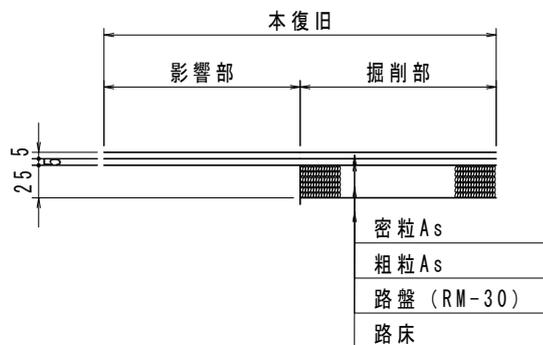
乗入舗装構成 自動車の種類		アスファルト舗装		
		密粒度 As	粗粒度 As	路盤
I 種	乗用・小型貨物自動車	5	-	25
II 種	普通貨物自動車 6.5t積以下	5	5	25
III 種	6.5t積を超える大型・中型貨物自動車	5	10	30

○アスファルト（通常舗装）

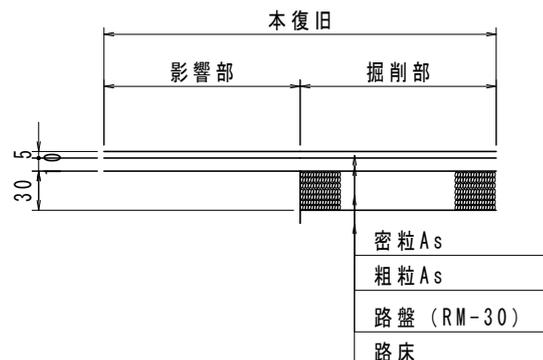
- ・乗用・小型貨物自動車（I種）



- ・普通貨物自動車6.5 t 積以下（II種）



- ・6.5 t 積を超える大型・中型貨物自動車（III種）



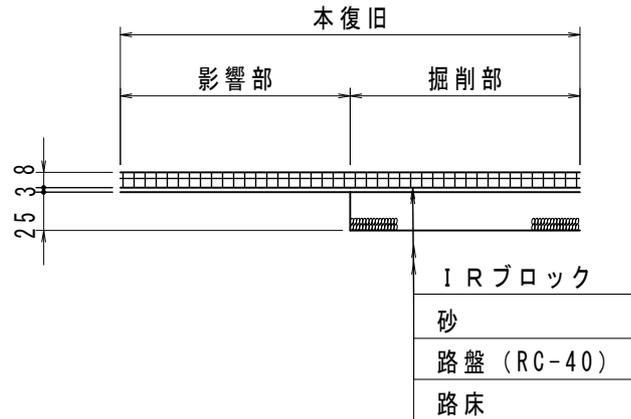
○インターロッキング舗装

戸建住宅についてはAタイプ（I種のみ）、店舗、集合住宅、事務所、駐車場等不特定多数の車両が入りする施設についてはBタイプを適用。

（単位：cm）

乗入舗装構成 自動車の種類		インターロッキング舗装(Aタイプ)		
		ブロック	砂	路盤
I種	乗用・小型貨物自動車	8	3	25

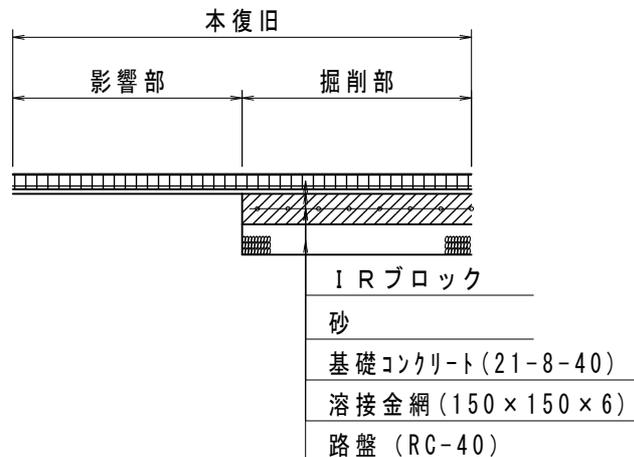
・インターロッキング舗装Aタイプ



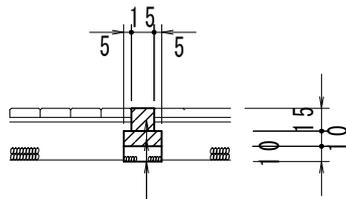
（単位：cm）

乗入舗装構成 自動車の種類		インターロッキング舗装(Bタイプ)			
		ブロック	砂	基礎コンクリート	路盤
I種	乗用・小型貨物自動車	8	3	15	10
II種	普通貨物自動車 6.5t積以下	8	3	20	20
III種	6.5t積を超える大型・中型貨物自動車	8	3	20	35

・インターロッキング舗装Bタイプ



○インターロッキング端部拘束



現場打Co又はプレキャストCo
 基礎Co (21-8-40)
 路盤 (RC-40)

※不十分な端部拘束による破損が後を絶たない実情であるため、最低でも150×150mm以上の端部拘束を設置すること。

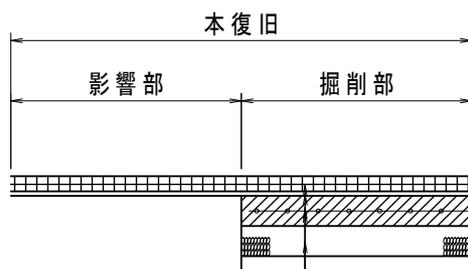
○コンクリート平板舗装

コンクリート平板の寸法が300×300mm以上のコンクリート合成舗装構造に属するものに適用。

(単位:cm)

乗入舗装構成 自動車の種類		コンクリート平板舗装			
		平板	敷モルタル	基礎コンクリート	路盤
I種	乗用・小型貨物自動車	6	3	15	10
II種	普通貨物自動車 6.5t積以下	8	3	20	20
III種	6.5t積を超える大型・中型貨物自動車	8	3	20	20

○コンクリート平板舗装



コンクリート平板
 均しモルタル(1:3)
 基礎コンクリート(21-8-40)
 溶接金網(150×150×6)
 路盤(RC-40)

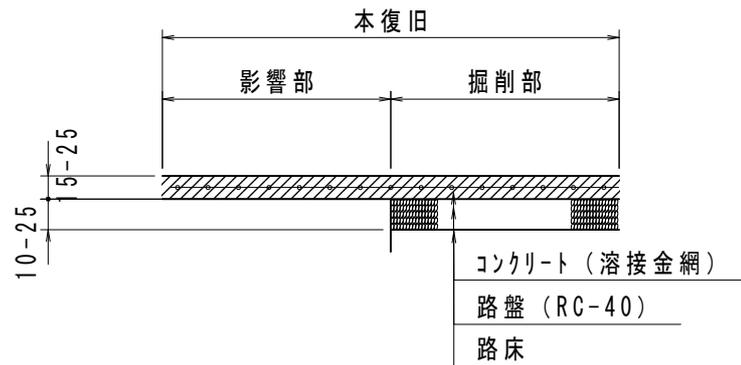
※目地:砂又はモルタル流し込み

○コンクリート舗装

(単位: cm)

乗入舗装構成 自動車の種類		セメントコンクリート舗装	
		コンクリート	路盤
I 種	乗用・小型貨物自動車	15	10
II 種	普通貨物自動車 6.5t積以下	20	20
III 種	6.5t積を超える大型・中型貨物自動車	25	25

○コンクリート舗装

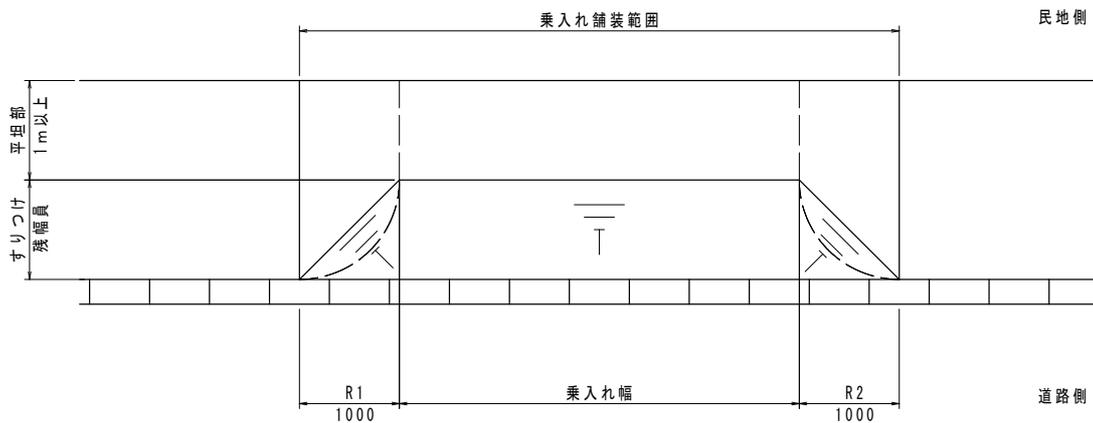


4. 乗り入れ口の構造形式(参考図)

4-1 マウントアップ型の場合

- (1) 車両乗り入れ部における歩車道境界の段差は5cmを標準とする。
- (2) 歩道面には、歩行者等の安全な通行を考慮して、原則1m以上(可能な限り広く確保)の平坦部分を連続して設けるものとする。
- (3) 歩道すりつけ部の横断勾配を15%以下としてすりつけを行うものとする。植樹帯等がある場合で、すりつけ部の横断勾配を15%以下としてすりつけを行うことができる場合は、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行うものとする。

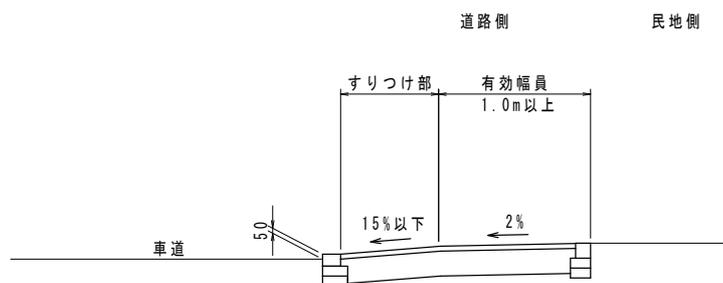
○平面図



○縦断面図



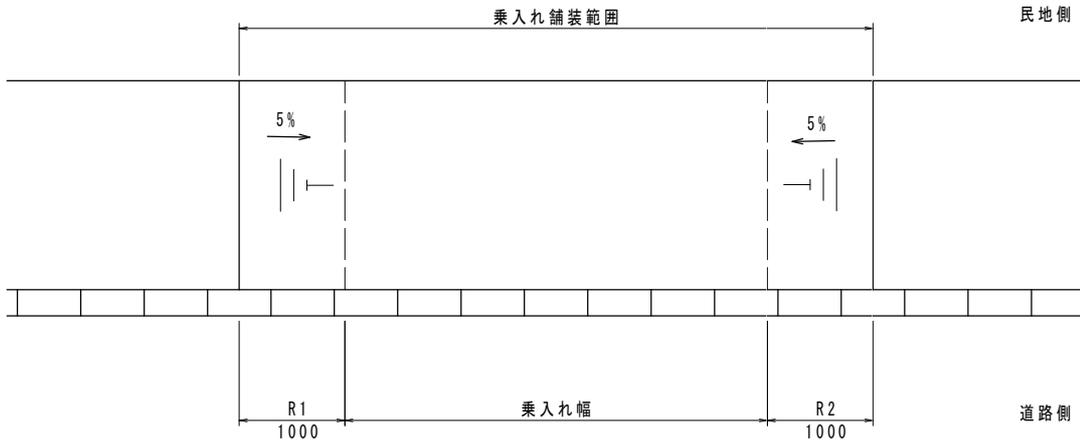
○横断面図



4-3 全面切り下げ型(4-1,4-2によるすりつけができない)の場合

- (1) 車両乗り入れ部における歩車道境界の段差は5cmを標準とする。
- (2) 切り下げ部の横断勾配は、2%を標準とし、透水性舗装等の場合は1%以下とする。
- (3) すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

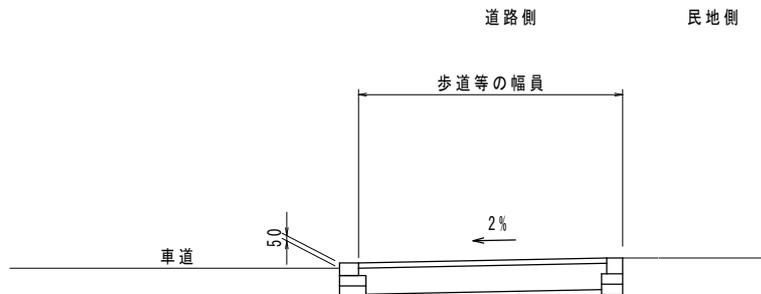
○平面図



○縦断面図

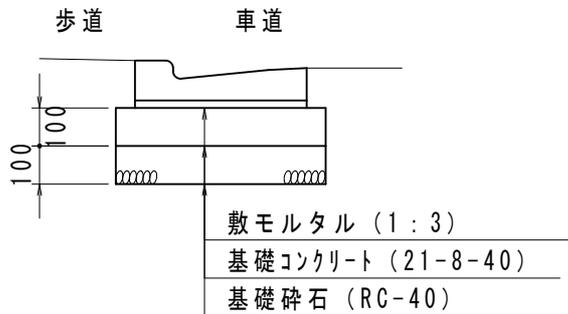


○横断面図

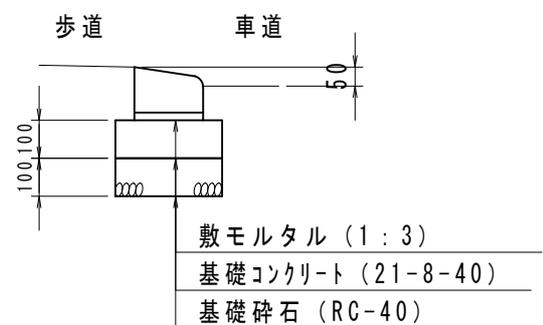


○乗り入れブロック構造図

L型側溝（切り下げ）



歩車道境界ブロック（乗入用）

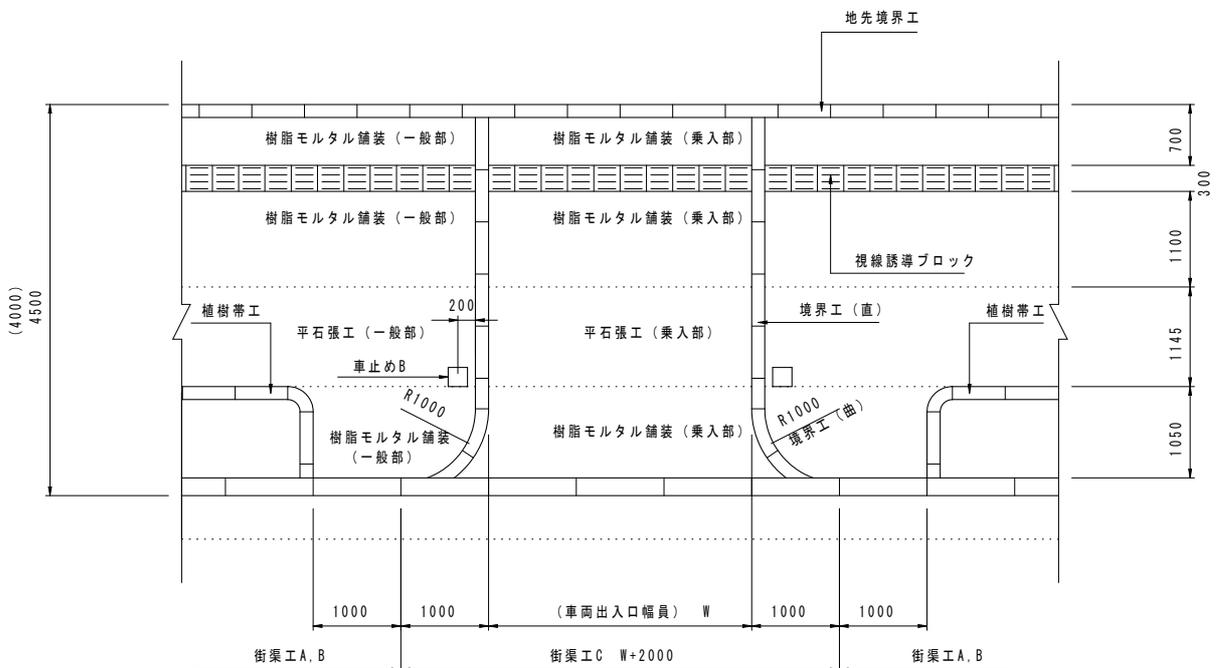


※乗入部の基礎工について

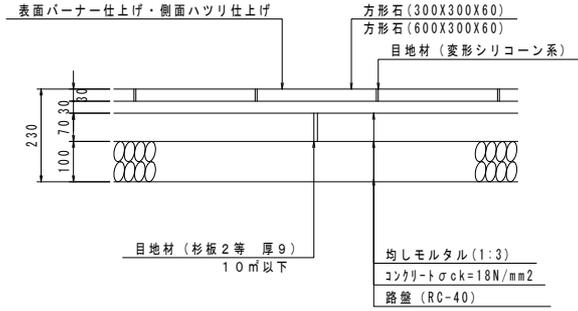
乗入部の歩車道境界ブロックやL型側溝の交換工事の際、基礎コンクリートの施工が必要となります。基礎コンクリートを省略した施工を行うと、コンクリート二次製品にがたつきや沈みが生じるため、現況の構造を撤去した際に基礎コンクリートが無い場合でも、基礎工事の新設が必要となります。

○新紺屋豆腐藺本線における乗り入れ施設

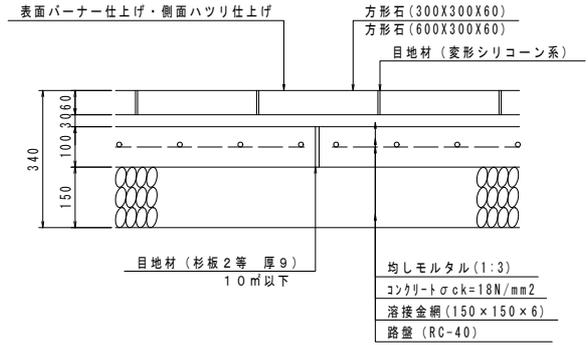
藺町線車両出入口部詳細図



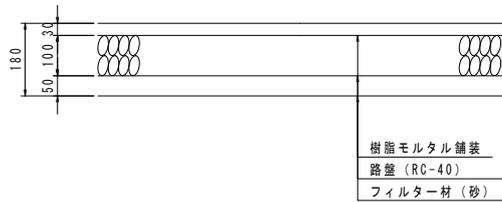
蘭町線
車両一般部 (平石張舗装)



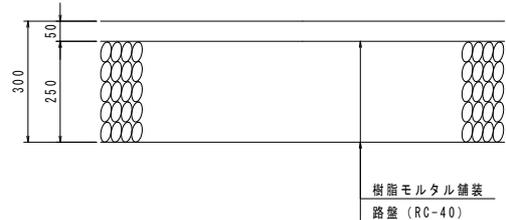
蘭町線
車両乗入部 (平石張舗装)



蘭町線
車両一般部 (樹脂モルタル舗装)



蘭町線
車両乗入部 (樹脂モルタル舗装)



蘭町線 車両出入口部
(外渠工C)

